

ネイルテクニカルデザイン検定
ネイルテクニカルエキスパート検定
ネイルテクニカルビジュアルアート検定
初級・上級
ネイルサービスの知識・衛生知識

検定試験の目的

ネイルサービスに携わる者は、常に勉強・練習しつづけなければならない職業だと考えています。試行錯誤の中に発見の宝庫があり、限られた時間内で施術を完結するためにはマニキュアリストのアイデアや提案力、また高い技術力は欠かせません。そして目まぐるしく進化するネイル技術の中で、安定した高い技術や手法を自分のものにしていくためには練習は欠かせません。練習をしなければ完成しないクリエイティブなデザインを形にしたのが当検定試験です。ただ単純にデザインを完成させるだけでなく、自らデザイン案を考え、ブラシワークとジェルネイルの操作性を完全にマスターしていくための検定試験とも位置づけています。

はじめに

本要項には試験の概要と注意事項、申込み手続までの事項を流れに沿って記載しています。はじめにしっかりと熟読し、間違いのないように注意して下さい。また、「受験上の注意」も記載されていますので、試験当日は必ず本要項を持参してください。試験などについての問い合わせは、やむを得ない場合を除き、原則として受験者本人が行ってください。申込みの取消し、受験月日の変更はいかなる場合もお受けできません。本要項をご理解の上申込みを行ってください。

個人情報の取扱について

当機構公表の個人情報取り扱いに準じます。

評価

当検定は、当機構が定めた方法で評価します。当検定は当機構に登録を行った検定校で受験いただけます。いずれのネイル教育機関においても同様の評価内容となるので、検定取得に関する能力、評価等に異なる差異も生じません。

受験資格

次の受験資格にあてはまる方が、当検定を受験することができます。

- 1) 義務教育を修了している者
- 2) 国籍は問わないが日本語が理解でき読み書きができる者

申込み期間/試験日/検定会場

検定校で実施する検定試験日時において、検定校によって異なりますので、直接検定校にお問い合わせ下さい。検定試験の受験を希望される方は各検定校にお問合せください。検定校は当機構ウェブサイトで公表しています。また検定会場は検定校が指定する会場となります。機構への事前に会場等のお問合せにはお答えできませんのでご了承下さい。

申込から検定受験までの流れ

検定校が定める開催要項によって検定を実施しますので、検定校に直接ご確認ください。

- ① 受験申込用紙による申込み/受験申込用紙に必要事項を記入し、必ず申込み期間内に検定校まで提出してください。
- ② 検定受験料の支払い/検定校へ直接支払ってください。お支払い方法は検定校が独自に決定します。
- ③ 申込用紙の提出と検定料金の支払いを持って申込みの完了とします。

受験料

ネイルテクニカルデザイン検定試験

ネイルテクニカルビジュアルアート検定試験

各級共通 5,940円(税込)

ネイルテクニカルエキスパート検定試験

9,860円(税込)

※一旦払込された受験料はいかなる場合も返金できません。

※受験料は予告なく変更になる場合があります。予めご了承下さい。

検定試験当日の持参物について

- ① 検定に必要な道具類一式(検定試験で使用する器具、材料の説明を参照)
- ② 受験票(A)(B)
※受験票(A)(B)は切り離さないでください。
- ③ 証明写真(縦4cm×横3cm)
※受験票に貼り付けず、そのまま持参してください。
※必ず裏面に受験者氏名を記載してください。
- ④ 身分証明をする物(運転免許証、保険証、パスポート等)
※受験票を忘れた場合に必要となります。
- ⑤ 筆記用具

合否(判定)通知の発行について

合格者には合格等級に応じた合格証を発行します。

※検定校に発送するには検定試験終了後、約1ヶ月程度を要します。

※当機構ウェブサイト内では合否発表は行いません。

※合格証のデザインなど予告なく変更になる場合があります。

予めご了承ください。

MEMO

全検定対象 試験概要

■モデルの爪に関する条件

以下は検定試験におけるモデルの爪に関する条件を記載しています。各自条件確認に活用して下さい。

番号	内容
1	手の平側から見て1mm以上5mm以下の爪で10本の爪の長さや形が揃っていること。形の指定は特になし。条件を満たさない場合は減点の対象となる。 【ネイルテクニカルエキスパート検定の場合、10本全ての爪が、手の平側から見て1mm以下であること】
2	10本の爪全て適切なネイルケアが施されている。
3	モデルの10本の爪は必ず健康的な地爪にサンディングを行なっていること。サンディングが必要でないメーカーを使用する場合はサンディングの必要はない。 以下の場合のみ爪の事前修復を可能とする。 亀裂、割れ、欠けが生じた場合/ネイルグルー、ジェル、ジェルチップオーバーレイ、ネイルラップ、シルクを用いた爪の修復を可能とする。本数は両手の内2本までとする。この場合、地爪の形にあった自然な厚みで、他の爪と違和感がないように仕上げる。
4	モデルの爪にポリッシュ等の色が付着していないこと。モデルの爪に人工爪、またアクリルスカルプチュア、ジェルネイルが装着されていない自爪の状態であること。
5	モデルの皮膚または爪に疾患及び感染症が認められる場合や疑わしい場合はモデルになることができない。審査官が疑いがあると判断した場合は減点又は失格となる。
6	公衆衛生上不適正とみなされる皮膚への装飾が肘から指先までに露出していないこと。審査官や事務局員が好ましくないと判断した場合は減点となる。

■受験者の爪に関する条件

番号	内容
1	爪の長さ、形に指定はないが、衛生的で清潔な状態にしておくこと。デザイン等施していても問題はない。
2	受験者の皮膚または爪に疾患及び感染症が認められる場合や疑わしい場合は受験することができない。
3	公衆衛生上不適正とみなされる皮膚への装飾が肘から指先までに露出していないこと。審査官や事務局員が好ましくないと判断した場合は減点となる。

■検定試験で使用する器具、材料の説明

※以下の事項が守られていないと判断した場合は減点となります。
※使用推奨と記載のある道具のセッティング及び使用は義務ではない。

器具・材料名	説明事項
クリアケース	サイズは問わない。複数個のセッティング可。穴あきのもの、形状が複雑で中の器具、材料が確認できないケースは使用不可。乳白色でも可。
消毒液	消毒用エタノール(76.9～81.4v/v%)を使用すること。容器の容量の8割以上を入れること。手指消毒、器具消毒にも使用する。
爪用消毒剤	使用するメーカー専用の爪用消毒剤(ネイルブレップ)を使用すること。使用が推奨されていないメーカーの場合もしくは使用するメーカーから爪用消毒剤が発売されていない場合は、他メーカーの爪用消毒剤を使用すること。
爪用拭取り剤	各工程のダスト除去用の爪用拭取り剤。メーカーが指定する専用クリーナー及び消毒用エタノールでも可。
ジェルクリーナー	使用するジェルメーカーの専用クリーナーを使用すること。ディスペンサー等を用いて保管することが望ましい。容器の容量の8割以上を入れること。
ウェットステライザー	消毒用エタノールを入れても変質しないガラス製の容器。ガラス製でなくても変質しない容器であれば可。容器の底に白無地コットンがガーゼ、シリコンマットを敷き消毒用エタノールを入れること。
手指用消毒コットン	手指の消毒に使用するコットン。ネイル用、化粧用コットン、化粧パフでも可。ジッパー付きナイロン袋、もしくはケースに入れて保管すること。ジェルネイルワイプと同じケースに入れて保管しても良い。
プッシャー	甘皮を押し上げる。ハンド用プッシャーを使用すること。
キューティクルニッパー	刃先が錆びていない衛生的な状態で使用すること。形状、メーカーは問わない。
ファイル類	使用するメーカーで揃えることが望ましい。メーカー名が入っていないファイルでも使用可。※施術工程中に手直しを行う可能性がある場合、バリ等を除去する可能性があるため。ファイル入れに入れる。
ダストブラシ	ダストを除去するブラシ。ファイル入れに保管すること。
ウッドスティック	長さ、本数の指定はない。ブラシ入れに保管すること。
白無地タオル	白無地で文字や絵柄が描かれていない衛生的なフェイスタオル、バスタオル等。
白無地ペーパータオル	キッチンペーパータオルのような白色無地に近い色のペーパータオルを用意すること。ジッパー付きナイロン袋に入れておく。
ゴミ袋	ゴミ袋を固定するテープ、ジッパー付きのナイロン袋を使用すること。文字、絵柄が描かれていても良いが、必ず外から中身が確認できる物を使用すること。
アームレスト	ネイル用アームレストを使用すること。
救急用具	(薬類) 消毒液、傷用軟膏(道具) ピンセット、絆創膏5枚程度、滅菌ガーゼ5枚程度、一本ずつ個別包装された綿棒5本程度、使用した材料を破棄するジッパー付きナイロン袋1枚(小)

器具・材料名	説明事項
ワイプ	ジェルネイルの未硬化ジェル除去等で使用するワイプ。ワイプを保管する蓋付きの透明のケースで穴あきでないものがジッパー付きのナイロン袋に入れること。
ベースジェル	ベースジェルを使用すること。容器の入れ替えは可。ハケタイプ使用可。
カラージェル	各級指定のカラージェルを準備しセッティングを行う事。容器の入れ替えは可。ハケタイプのカラージェルは使用不可。
トップジェル	通常のトップジェル以外にノーワイプトップジェルの使用も可とする。容器の入れ替えは可。ハケタイプ使用可。
ジェルネイルブラシ	ジェルネイルブラシを用いること。ブラシの種類やメーカー、本数は問わない。必ずキャップを装着した状態で持参すること。試験中、サニタリーエリアに置く場合は、筆置きなどを用い、ブラシの先端部分がペーパーに触れないように注意すること。使用するジェルメーカーで揃えることが望ましい。ブラシ入れに保管すること。
ブラシホルダー ※使用推奨	ジェルブラシを管理するブラシ置き。サニタリーエリアで使用すること。
ジェルネイル用ランプ	ジェルメーカーが指定する専用ランプを使用することが望ましいが、他社の同一ワット数の物を使用しても可。ただしノーブランド品やメーカーのシール、印字（メーカーロゴ、名前等）がないランプは使用不可。UV/LEDいずれも使用可。試験途中にハンディ型簡易ライトを使用することは可。
攪拌スティック	本数は指定しない。爪楊枝、竹串等は使用不可。ウェットステリライザーに保管すること。
延長コード	ジェルネイル用ランプに使用。1.5m～3mまで。
タイマー	無音機能付のもの。辞書機能等がついているものは不可。

※ネイルテクニカルエキスパート検定のみ、以下も使用

アクリルリキッド	使用するアクリルメーカーでリキッド、パウダー類は揃えること。蓋付きダッペンディッシュに入れて持参しても良い。
アクリルパウダー	クリアかナチュラルのパウダーを使用すること。容器の入れ替え可。
アクリルスカルプチュアブラシ	アクリルスカルプチュアブラシは必ずキャップを装着した状態で持参し、ブラシ入れの中に保管すること。試験中、サニタリーエリアに置く場合は、筆置きなどを用い、ブラシの先端部分がペーパーに触れないように注意すること。
Cカーブスティック ※使用推奨	アクリルスカルプチュアのフリーエッジのCカーブラインを整えるスティック。
ネイルフォーム	アクリルスカルプチュア・ジェルエクステンションを形成する際に使用ネイルフォーム。ブランドは問わない。事前にフォームをカットするなどの事前仕込みは不可。
シザー	ネイルフォームをカットするためのシザー（ハサミ）。形状・ブランドは問わない。
ダッペンディッシュ	アクリルリキッドを入れる容器。蓋付きのものを使用すること。

以下の事項が守られていないと判断した場合は減点とする。

- ※青文字の器具、材料は内容を明記したラベルを事前に貼っておくこと（ラベルのカラーは白ベースに黒文字とする、サイズ10p以上）。手書きでも可。
- ※記載と同じ表記を用いること。省略した名称や誤った表記、文字間違いは減点対象とする。
- ※赤文字の器具、材料はウェットステリライザー内にセッティングを行うこと。なお、ウェットステリライザーの底にコットンまたはガーゼ等を敷き、ニッパーの刃先が欠けないよう十分注意すること。
- ※ベースジェルとトップジェルが同一容器の場合、1つの容器に複数のラベルを貼り付けること。
- ※爪用拭取り剤とジェルクリーナー等が同一で重複する場合は、1つの容器に複数のラベルを貼り付けること。
- ※検定試験で使用をしない器具、材料のセッティングは不可とする（エアブラシ、マシン等）。
- ※使用するジェルの攪拌は試験中に行うこと（攪拌の必要がないメーカーは攪拌不可、ただし攪拌スティックのセッティングは必要）。
- ※ベースジェル、カラージェル、トップジェル、ジェルクリーナーは全て検定申込み時に申請したジェルメーカーを使用し、全て同一メーカーであること。

ネイルテクニカルデザイン検定試験/ネイルテクニカルエキスパート検定試験 共通事項

■使用できない用品について（全級共通）

1	ネイルアート装飾物全般（ネイルシール、メタルパーツ、ストーン、グリッターラメ、ホログラム、ストーン等）、ペンタイプのジェルネイル（刷毛付きボトルタイプは可）、図案等が描かれた資料やテキスト
2	要項に記載のない用品、検定試験に必要なない用品

■審査官の工程審査及び審査中の確認方法についての注意事項

- 1) 試験中、セッティングされている器具、材料のラベルが見えにくい場合、確認し難い場合は審査官が器具、材料を手に取り確認を行う場合があります。
- 2) 施術工程中の審査において、施術席の隣、前後からの極めて至近距離で確認を行う場合があります。

■実技試験における使用する器具、材料の取扱いについて注意事項

- 1) 使用する器具、材料が衛生的で清潔な状態であること。
- 2) 使用する器具、材料は新品でなくてもよい。ただし摩耗して技術に支障をきたす等、検定試験に不適切な材料の使用は減点となる。
- 3) 審査官が衛生的でないと判断した器具、材料を使用した場合は減点対象となる場合がある。
- 4) ジェルネイルランプが試験中に故障等により点灯しなくなった場合、予備のジェルネイルランプ、もしくは交換用ライトを準備している方のみ交換可能とする。その場合の時間の考慮は行わない。

ネイルテクニカルデザイン検定試験/ネイルテクニカルエキスパート検定試験 注意事項

1. 使用するジェルメーカーの条件

ベースジェル、カラージェル、トップジェル、ジェルクリーナーが同一のメーカーで揃っていること。

※ベースジェルに関して成分表示が日本語で明記してあること。

※ハードジェル、ソークオフジェル、ミディアムジェルの種類は問わない。同一メーカーであればハードジェル、ソークオフジェル等の組み合わせは可。

2. 受付前後の注意点

- 1) 検定受付の際は必ず受験者とモデル二人一組で行い、着席した後すみやかに受験者及びモデルはマスクを着用しテーブルセッティングを行うこと。試験開始5分前までにテーブルセッティングを終了しておくこと。受験者、モデルの荷物を机の下中央にまとめ、動線の妨げとならないように十分に注意すること。
- 2) 検定受付前、建物内や建物周辺で荷物を広げたり大声で騒いだり近隣の迷惑となる行為をしないこと。
- 3) 検定受付後、会場内での飲食は禁止とする。
- 4) 検定受付後、会場内での携帯電話の使用は禁止とする。
- 5) テーブルセッティング完了後、モデルの手や爪のケアを行うことは禁止とする。

3. 受験者について

- 1) 肘から指先のアクセサリ類に関しては取り外しておくこと(ただし結婚指輪、婚約指輪のみ可)。
- 2) 受験者は試験開始後から終了時まで足を組んだり姿勢が乱れたりすることのないよう注意すること。
- 3) 受験者は試験開始後から終了時まで一切の私語は禁止とする。
- 4) 受験者は検定試験に関わる内容を、検定試験中及び審査中にモデルに質問することは禁止とする。試験開始後、試験内容やポイント、手順が記載された書類等を見たり、確認できる状況であったりする場合、不正行為とみなし失格とする。同様にモデルが試験の工程やポイントや手順に関する指示を行っていることと審査官が判断した場合は不正行為とみなし失格とする。他の受験者の工程を何度も確認をしたり、試験の工程やポイント、手順の確認をしたりしている行為を行っていることと審査官が判断した場合は不正行為とみなし失格とする。
- 5) 他の受験者に迷惑がかかる言動が見られる場合で、審査官や事務局員の指示に従わなかった場合、失格とする。
- 6) 受験者もしくはモデルが遅刻した場合は失格とする。
- 7) 衛生的な白無地か、白無地に近い上着を着用すること。検定試験及び技術を行うに相応しくないとと思われる上着の着用を禁止とする。
- 8) 頭髪は清潔感を感じさせる衛生的なスタイルでまとめること。頭髪が受験者及びモデルの手指、材料に触れた場合は減点となる。
- 9) 受付終了後、審査官及び事務局員に対して、検定試験内容に関わる質問を行なうことは禁止する。ただし、体調不良等や事前に申告を行う必要があると判断した場合のみ対応を行う。

4. モデルについて

- 1) モデルは18歳以上の男女とする。
- 2) モデルの服装、髪型は自由であるが、検定試験そのものに支障が生ずることのない衛生的な服装、頭髪が望ましい。
- 3) 肘から指先のアクセサリ類に関しては全て取り外しておくこと(ただし結婚指輪、婚約指輪のみ可)。
- 4) モデルは試験開始後から終了時まで足を組んだり姿勢が乱れたりすることのないよう注意すること。
- 5) モデルは試験開始後から終了時まで一切の私語は禁止とする。
- 6) モデルは検定試験に関わる内容を、試験中及び審査中に受験者に指導または助言を行うことは禁止とする。
- 7) 他の受験者に迷惑がかかる言動が見られ、審査官や事務局員の指示に従わなかった場合、失格とする。

5. 検定受験に際しての注意事項

- 1) 検定試験開始5分前までにモデルと共に着席しテーブルセッティングを終了していること。着席していない場合は減点とする。
- 2) 試験に必要な道具類は全て持参すること(実技試験に必要な道具一式、筆記用具、身分証明書)。
- 3) 検定会場では貸出、買取り等は一切行っていない。
- 4) 不正行為を行った場合は失格とする。
- 5) 検定会場では審査官、事務局員の指示に従うこと。審査官や事務局員の指示に従わなかった場合、失格とする場合がある。
- 6) 建物及び会場内は飲食、喫煙は禁止とする。
- 7) 検定会場内での携帯電話、多機能電子機器類などを時計代りとして使用することを禁止とする。実技試験に使用する時間計測器は全てタイマー(サイレント機能有)のみとする。
- 8) 受験票を忘れた場合は減点対象となり、さらに身分証明書等で確認ができない場合は失格とする。なお、受験票に貼る写真を忘れた場合は減点対象とする。
- 9) 一度申し込まれた受験料の返還は一切行ないません。
- 10) 試験日の延期、変更は一切認められません。
- 11) 検定試験中、受験者及びモデルの体調不良により離席を必要とする場合は、挙手をし、審査官及び事務局員の指示に従うこと(体調不良の場合は減点、失格にはならない)。離席後、適切な消毒を手順通り行い試験を再開すること。受験者及びモデルの離席により検定試験全般に関わり審査に支障が生じた場合、工程審査、最終審査を含め試験全般に関わる考慮はしないものとする。
- 12) 合格証書の再発行は別途3,000円費用が発生します。

6. 検定会場における禁止事項

- 1) 検定会場への録音機・カメラなどの持ち込みまたは使用、その他検定試験中の録音・録画・複写などにあたる一切の行為
- 2) 他の人物になりすまして(身代わり)受験する行為
- 3) 試験に対する妨害行為(暴力行為・器物破損など)
- 4) カンニング行為
- 5) 検定試験中の援助または妨害行為(会話、発生、動作等)

7. 検定会場での諸注意

- 1) 検定会場では審査官及び事務局員の指示に従うこと。
- 2) 当機構及び検定会場では試験に関するご質問は一切お答えできません。
- 3) 検定会場へは公共交通機関の利用を推奨します。会場周辺道路、会場施設内、違法駐車、迷惑駐車、送迎等による駐車禁止とする(補助、介助が必要な場合は除きます)。
- 4) 検定当日の申込み及び使用するブランドの変更は不可とする。会場には、事前に受験票が送付された(所定の手続きを完了した)受験者とそのモデルだけが入場を許可されるものとし、お子様やその他同伴、ペットを連れての来場も不可とする。
- 5) 検定会場内での撮影、録画はいかなる場合も禁止とする。
- 6) 検定試験中は外部からの騒音を防ぐ目的で試験教室のドア・窓を閉めます。天候・季節によっては、環境・室温などが希望に添えないことがありますので、御自身で調整できる服装で来場すること(ひざ掛けの持参は可とする)。
- 7) 会場近隣のスペースや空き場所を利用して(階段など)器具、材料のセッティングや準備や施術を行わないこと。
- 8) 検定試験で出たゴミは全て持ち帰ること。
- 9) 携帯電話、その他電子機器から発生する音は検定試験の妨げとなりますので、検定会場内では必ず電源を切っておくこと。なお会場内では入室から退室まで、携帯電話(通話、メール、その他全ての機能)の使用を禁止とする。その他の電子機器の使用も禁止とする(オーディオプレーヤー、パソコン、ゲーム機、電子辞書、電子手帳等)。
- 10) 検定試験中の退室は認められません。体調不良の場合は審査官へ申し出ること。
- 11) 検定試験時間中に発病その他の事故などが起きたときは、審査官へ申し出て指示に従うこと。
- 12) 検定受験者同士のトラブル、モデル等のトラブルに当機構、検定校は責任を負わない。
- 13) 検定会場や機構本部への道順等の問い合わせにはお答えできません。事前にアクセスをご確認ください。

8. 注意違反・違反行為などへの対応

当要項に記載している諸注意に違反した場合、または何らかの理由により結果の正当性に疑問が生じた場合は、

- ①審査官及び事務局員による指導・警告
- ②検定試験の採点をしない
- ③検定試験途中の退室
- ④当機構の運営する試験に関する受験資格の剥奪
- ⑤当機構の運営する検定(過去に受験したものを全て含む)の無効などの対応を行うことがあります。

9. 不測の事態、天変地異などによる検定試験の中止について

地震・津波・その他の自然災害、ストライキ、新型インフルエンザの流行など、不測の事態による検定会場確保の困難、停電または交通・通信・物流の混乱などの事情により、検定試験を中止することがあります。このような事態が想定しうる場合、検定校に直接お問い合わせください。なお、災害の規模などによっては電話が通じない場合もありますことを予めご了承ください。検定試験を中止した場合の事後対応についてはその都度、検定校よりご案内します。なお、検定試験中止に伴う受験者の不便・費用(受験料を除く)・その他の個人的損害については何ら責任を負いません。

10. 採点ができなかった場合の措置

台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、盗難、システム上の障害等により、記録用紙等が喪失、焼失、紛失し採点できなくなった場合は、当該受験者に受験料を全額返還します。ただし、これにともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。

11. 荷物の管理

検定会場内では手持ちの荷物は自分で管理すること。紛失・盗難などの際に当機構、検定校は責任を負わない。

※荷物置き場はテーブルの下中央となります。荷物は最小限にとどめること。

12. 検定試験の欠席

検定試験申込後に、検定試験をやむを得ない理由で欠席する場合、検定校の指定する手続きを行ってください。返金や試験日程の変更はできません。

13. 検定試験環境について

検定会場内では手持ちの荷物は自分で管理すること。紛失・盗難などの際に当機構、検定校は責任を負わない。

※荷物置き場はテーブルの下中央となります。荷物は最小限にとどめること。

14. 受験票について

受験票は必ず携帯し、受付の際は必ず掲示すること。検定試験中は机上の所定の位置に提示すること。

15. 感染症に関する注意事項

検定試験当日、感染症(インフルエンザ、結核、はしか等)に罹患している場合は、他の受験生や審査官への感染の恐れがあるため、原則として受験はできません。またその場合、受験料の返還は行いません。

16. 免責事項

以下の事項に関しては、当機構及び検定校においては一切責任を負いませんのでご確認ください。

- 1) 当検定を実施しないこととした際に生じる損害
- 2) 当要項に記載していることによって生じる損害
- 3) 当要項の改訂を行なったことによって生じる損害
- 4) 当検定を廃止したことによって生じる損害
- 5) 当要項に沿ったことで被った損害
- 6) 技術等が未熟なために、当要項に従って施術を行なっても、モデル等に出血等損害を与えた場合
- 7) 当検定の実施と無関係において発生したトラブルにおいて生じた損害
- 8) いかなる場合においても当機構が受験者に対して負う責任は、当該受験者が実際に支払った検定料総額を上回るものではありません。
- 9) 採点(判定)結果、合否通知には一切異議を申し立てることはできません

17. 損害の賠償

以下の事項が発生した場合は、損害の賠償を受験者等に行なう場合がございますのでご確認ください。

- 1) 故意に他人に損害を与える行為を行なった場合により、当検定の実施が遅れたり困難となった場合
- 2) 故意に会場等他人の者に損害を与えた場合により、当検定の実施が遅れたり困難となった場合
- 3) その他当検定の実施と無関係に発生したトラブルにおいて生じた損害で、当機構等から損害の賠償を請求することが妥当な場合

17. その他注意事項

■ 検定試験中に器具、材料を落とした場合

下記の器具、材料を落とした場合は、そのまま放置せずに速やかにペーパータオルで拾い破棄をすること。その後手指消毒を行ってから実技を再開すること。手指消毒を行わなかった場合は減点対象となる。下記以外は規定の消毒方法を行うこととする。

破棄するもの: ワイプ、コットン、ペーパータオル、ファイル類、ウッドスティック、その他破棄した方が適切と判断した物

■ 液体類を溢した場合

液体類をクリアケース内で溢した場合は、そのまま放置せずに速やかにペーパータオルで拭き取り汚染された状態が広がらないように処置をおこなうこと。放置し、他の器具、道具類に影響があると判断した場合は減点対象となる。

■ 出血が生じた場合

受験者及びモデルに出血が生じた場合はそのまま放置せず、すみやかに救急用具を用いて消毒し、必要であれば止血する処置を行うこと。出血がとまらない場合は中止すること。適切な消毒方法でないと判断した場合は減点対象となる。出血に起因した器具、材料は厚生労働省のネイロンサロンの衛生管理指針に応じた消毒方法を行うこと。あるいは破棄すること。

■ 試験中に使用する器具、材料の汚れの処置等

ペーパータオルに汚れが付着し、施術に支障が生じる場合は交換を行うこと。ペーパータオルが衛生的でないとは判断した場合は減点対象となる。検定試験中、必要があれば数度ペーパータオルの交換を行っても良い。手指についた汚れは手で拭き取らず、手指用コットンで拭き取り、衛生的な状態で試験を再開すること。爪の裏のダスト、ジェル類の除去方法は手や爪で除去せず、ウッドスティックやウッドスティックにコットンを巻き付け安全に除去を行うか、手指用コットンで除去を行うこと。衛生的な処置ができていないとは判断した場合は減点対象となる。

全検定対象 実技試験の流れ

■基本項目

サロンワークでの施術と仮定し、一般的かつ合理的な方法で行なうこと。

※お客様から見て違和感のない施術方法 ※検定試験の目的に見合うような施術方法

試験開始前 全級 共通事項

検定会場で受付後、席についた方からテーブルセッティングを行います。その際私語をしないように静かに行うこと。

注意 試験開始10分前までに必ずテーブルセッティングを行っておくこと。

テーブルセッティング例 全級 共通事項

ネイルサロン実務に沿ったセッティングを行ってください。テーブルセッティング例は一例となり、この限りではありません。衛生的なセッティングができ、作業を行うにあたり効率的な環境であれば問題ありません。ワークエリア(作業エリア)、サニタリーエリア(使用する器具、材料を配置するエリア)の分類方法もネイルサロン実務に沿った衛生的で効率的な方法で施術環境を整えてください。

テーブルセッティングの注意点

机の汚れを防ぐために、白無地タオルを検定試験に必要なエリアに敷くこと。ネイルサロンで行う衛生面に配慮したテーブルセッティングを行うこと。検定実施要項に記載がなく、検定試験に関係のない器具、材料をセッティングまたは使用した場合は減点となる場合がある。

- ①検定時間を管理するための時計は、サイレント機能付きのタイマーのみ使用可とする。それ以外の時計は不可とする。ワークエリア以外の衛生的な場所で管理すること。
- ②アームレストは白無地タオルで覆う事。
- ③セッティングは横幅90cm以内に収めること。
- ④テーブルセッティングの際に、必要な器具、材料に名称ラベルが表示されているかを確認する。あらかじめ商品の名前がついている場合でも必ず貼り付けること。名称ラベルは見やすい位置に貼ること。**名称ラベルの向きは受験者側に向けてセッティングすること。**

テーブルセッティングの一例

- ①テーブル上を消毒してから白無地タオルを敷く。
- ②利き手側にジッパー付ナイロン袋(ゴミ袋)をセッティングし、試験で使用する器具、材料をテーブル上にセッティングする。なおこの際のウェットステリライザーの消毒については試験開始10分前までに必ず行っておくこととする。
- ③ワークエリア、サニタリーエリアとして白無地ペーパータオルを敷くことが望ましい。この場合、1枚をワークエリア、もう1枚をサニタリーエリアに配置すること。

ウェットステリライザーのセッティングについて

当検定試験では、ネイルケアの項目は含まれていないが、ネイルサロン実務を想定した検定試験のため、特に使用する必要のないニッパー類も予め備え付けておくべきという考えから、必ず要項記載の通りにセッティングを行うものとする。

重要 全級 共通事項

- ①検定試験当日までに適切なネイルケアを行っておくこと。甘皮処理は仕上がりを重視するのではなく、モデルの指を損傷する恐れを回避するため、必要最小限度の処理(甘皮を全て除去するのではなく、甘皮本来の役割を果たす事ができる程度に残す)を施すものとする。検定試験時間内でネイルケアは行わない。なお、仕上げ審査に支障が生じると判断した場合、ネイルケアが必要であると判断した場合においては、ドライケアのみ可とする。
- ②検定試験当日までに事前にサンディングを行っておくこと。検定当日の爪の状況を見て更にサンディングが必要だと判断した場合は試験中に行っても良い。サンディングが必要でないメーカーを使用する場合は、サンディングの必要はない。
- ③カラージェルは試験開始前までに事前にミキシングしても良い。
- ④サンディング後のダスト除去・未硬化ジェルの拭取りの際、メーカーが指定する方法で適切な除去を行う事。爪1本につき1枚のワイプを使用するのか、1枚で10本のダスト除去を行うのかなどメーカーの指定及び推奨する方法を行うものとする。

試験開始後 全級 共通事項

- ①消毒液を手指用消毒コットンに十分に含ませて受験者、モデルの順に手首から指先、指の間にいたるまで擦拭消毒を行う。受験者、モデルそれぞれ別の手指用消毒コットンを使用すること。スプレー等で直接手指に吹き付けることは禁止とする。
- ②モデルの爪を爪用消毒剤か消毒剤で消毒する。消毒剤を用いて消毒を行う場合はワイプや手指用コットンを用いて丁寧に消毒を行うこと。
- ③受験する級の試験内容に沿った工程を行っていくこと。施術において塗り始める爪の指定はない。ベースジェル塗布、その後各級で指定された工程を行い、最後は必ずトップジェルを塗布し仕上げる事。

審査の際のテーブル上の環境について

各級指定の工程を検定試験の時間内に終了すること。なお、ペーパータオルの交換は不要。ただしジェルネイル用品のコンテナの蓋はしっかりと閉め、ダストが入らない衛生的な状態で管理すること。

仕上げ前後の手直しについて 全級 共通事項

- ①各級検定試験で指定されたデザインにおいて、検定試験時間内における施術後の手直しについての制限は特に設けない。仕上がった後に爪の先端をファイリングする必要がある場合、ファイリング後必ず拭取りを行いその後トップジェルを塗布する。
- ②各級検定試験で指定されたデザインにおいて、検定試験時間内における、施術中の手直しや、やり直しが必要な場合で、完全に取り外しを行う場合において、ファイルで取り外しを行う方法のみ可とする。有機溶剤(アセトン)等での取り外しは禁止。

ネイルテクニカルデザイン検定試験

■ 3級 試験内容 実技試験 合格ライン:100点中80点以上-時間60分

右手5本 ジェルネイルフレンチ / 左手5本 ラメグラデーション

■ジェルネイルフレンチ

- ①カラージェルはマットの白色を使用すること。フレンチ部分は爪の長さの3分の1、4分の1程度を参考に、バランスの良い仕上がりであること。
- ② ベースジェルの次にマット白色でフレンチラインを2度塗りして仕上げ、最後にトップジェルを塗布し仕上げる。ベースカラーとしてピンク等のカラーは使用しない。

注意	<ul style="list-style-type: none"> ○フレンチ用拵取りネイルシールなどの使用は不可。 ○フレンチに使用するカラージェルのミキシングは可。
-----------	---

■ラメグラデーション

カラージェルはラメ入り、グリッターラメ入りのグラデーションが可能なジェルを使用すること。ラメやグリッターの種類は問わない。爪の長さの3分の1の部分は自爪を見せておくこと。3分の2の幅程度でグラデーションを行うこと。

注意	<ul style="list-style-type: none"> ○グリッター・ラメ・グリッターラメ入りジェルもしくはクリアジェルとミキシングした状態のジェルを塗っていくこと。ブラシを使用せず、直接塗布等は禁止とする。必ずブラシを使用して塗っていくこと。 ○ラメグラデーションの濃淡を表現する際に、クリアジェルを使用し、ぼやかしていく技法を行うことは可。施術方法は問わない。 ○ラメグラデーションの濃淡を表現する際に、スポンジの使用は不可。
-----------	---

評価基準:ジェルネイルフレンチ

- ・5本を同じ深さで左右対称の曲線を描くこと。
- ・白色部分の色ムラがないこと。
- ・サロン実務を想定し、爪のどの角度から見ても自然な仕上がりであること。
- ・仕上がり表面の凹凸がなく、自然で滑らかなフレンチラインが描かれていること。

評価基準:ラメグラデーション

- ・色の境目をつけずに、濃淡を表現すること。フリーエッジ(爪の先端)側が濃くなるように色を変化させる技法をうまく表現すること。
- ・グラデーション部分を重ね塗りし過ぎて、必要以上に厚くならないようにすること。
- ・サロン実務を想定し、爪のどの角度から見てもグラデーションの色調が段階的に自然に変化しており、自然な仕上がりであること。
- ・ラメが自然と消えていく部分が重要であり、爪のサイド、エッジ(爪の先端)、キューティクルラインの塗り残しがないようにすること。

総合評価基準

- ・表面の凹凸はないか、フォルムは整っているか。
- ・未硬化ジェルが適切に除去されているか。
- ・ダスト除去が適切に行われているか。
- ・サイド、エッジ、キューティクルラインが塗布できているか。
- ・カラーの仕上がりに問題はないか。
- ・厚さ、フォルムのバランスが整っているか。
- ・皮膚付きはないか。
- ・適切な光沢がでているか。
- ・気泡(比較的目立つ)はないか。
- ・ベースジェルの仕上がりに問題はないか。
- ・爪の根元、フリーエッジ部分(先端)にジェルの溜まりはないか。
- ・使用する器具、材料が衛生的に使用できているか。

■ 2級 試験内容 実技試験-時間70分

右手5本 カラーグラデーション / 左手5本 チェック柄

■カラーグラデーション

使用するカラージェルはマットのカラージェル1色であること。色の指定はないが、濃淡がしっかりと表現できる色を使用すること。グリッターやラメ等が含まれているものは使用不可。ラメグラデーションのように、グラデーションを行う範囲の指定はない。カラージェルの質感やモデルの爪の長さ等を総合的に判断し、5本がバランスよく見えるように行うこと。

注意	<ul style="list-style-type: none"> ○カラーグラデーションで複数色のカラージェルを使用することは不可。 ○カラーグラデーションの濃淡を表現する際に、スポンジの使用は不可。
-----------	--

■チェック柄

カラージェルによるカラーリング10本を行うこと。色指定はなし。ただし1色でのカラーリングとする。カラーリングは二度塗りとする。その上にチェック柄を描くこと。ベースカラーを含め4色のカラージェルを用いて施術を行なうこと。ギンガムチェック柄、組み合わせによってダイヤチェック柄になる場合があり、チェックの種類は特に指定はしない。バランスのよい仕上がりであること。爪の長さや形にあわせてバランスよく表現すること。サロン実務を想定し、適度な厚さで自然に仕上げる。5本共全て4色のカラージェルを用いてチェック柄を完成させること。

注意	<ul style="list-style-type: none"> ○色の指定はない、グリッターやラメ等が含まれているものでも可。 ○チェックアートをを行う位置は、5本共に爪全体であること。部分的にチェックを描く等は不可とする。 ○チェックアートの使用するカラージェルの数は、ベースカラーを含め4色までとする。それ以上の個数をセッティングしていた場合は減点対象となる。なお4色の中にライナージェル等のライン専用ジェルを含むことは可。 ○チェック柄の上にアートを施すことは不可。ストーン等アート用品の装飾も不可とする。
-----------	---

評価基準:カラーグラデーション

- ・色に境目をつけずに、濃淡を表現すること。フリーエッジ側が濃くなるように色を変化させる技法をうまく表現すること。
- ・サロン実務を想定し、ぼかしのテクニックが十分に活かされており、色が分割していないこと。
- ・徐々に色の変化をつけていくこと。グラデーション部分が必要以上に厚くならないようにすること。
- ・仕上がり表面の凹凸がなく自然な仕上がりであり、5本の厚さ、フォルムのバランスが整っていること。

評価基準:チェック柄

- ・4色(ベースカラー含)のカラージェルを使用しチェック柄を5本完成させること。5本共同じチェック柄でなくても良いが5本がバランスのよい仕上がりになるようにすること。
- ・色の組み合わせ等色調を考え、総合的にバランス良く仕上げる。仕上がり表面の凹凸がなく自然な仕上がりであり、5本の厚さ、フォルムのバランスが整っていること。

総合評価基準

- ・表面の凹凸はないか、フォルムは整っているか。
- ・未硬化ジェルが適切に除去されているか。
- ・ダスト除去が適切に行われているか。
- ・サイド、エッジ、キューティクルラインが塗布できているか。
- ・カラーの仕上がりに問題はないか。
- ・厚さ、フォルムのバランスが整っているか。
- ・皮膚付きはないか。
- ・適切な光沢がでているか。
- ・気泡(比較的目立つ)はないか。
- ・ベースジェルの仕上がりに問題はないか。
- ・爪の根元、フリーエッジ部分(先端)にジェルの溜まりはないか。
- ・使用する器具、材料が衛生的に使用できているか。

■ 1級 試験内容 実技試験-時間70分

フラワーアート

■フラワーアート

- ①カラージェルによるカラーリング10本を行うこと。色指定はなし。ただし1色でのカラーリングとする。カラーリングは二度塗りとする。
- ②カラーリングを施した上にアクリル絵の具かカラージェルを使用した「フラワーアート」を4本。なお「フラワー」の種類は問わない。「フラワー」に関連する、または引き立たせる葉等のデザインアートも可。
- ③フラワーアートを施す爪の指定はない。全体的にバランスの良い仕上がりであること。

注意

- フラワーの施術指定本数は4本でデザインを施す爪の指定はない。爪1本につき1個の花ではなく複数の花を組み合わせることも可。
- フラワーアートはカラージェルによるジェルネイルアートとすること。
- ドット棒(スタイラス)等の使用可。

評価基準:フラワーアート

- ・【デザインへの関心、意欲】
創造活動に熱心に取り組む、主体的に表現の味わい、深みをだせるように取り組むこと。
- ・【デザインアート能力】
課題に対する表現の能力を身につけ、創意工夫し、デザインアートのバランス、10本の爪のバランスが取れていること。
- ・【感性、想像力】
創造的な表現の構想を練っていること。
- ・【技能】
花の形や色彩などの効果を表現すること。使用する材料や道具の特性を生かし、表現方法の工夫、製作の順序など総合的に考え、創意工夫すること。グラデーション技法や花びらの脈線など、繊細さを表現すること。創造感溢れるフラワーを、爪の長さや形にあわせてバランスよく表現すること。
※ベースカラーを2度塗りした際にイエローラインが透けて見える(減点対象)
※フラワーアートにおいてほかしのテクニックを多用しており花の輪郭が曖昧な場合(減点対象)

総合評価基準

- ・表面の凹凸はないか、フォルムは整っているか。
- ・未硬化ジェルが適切に除去されているか。
- ・ダスト除去が適切に行えているか。
- ・サイド、エッジ、キューティクルラインが塗布できているか。
- ・カラーの仕上がりに問題はないか。
- ・厚さ、フォルムのバランスが整っているか。
- ・皮膚付きはないか。
- ・適切な光沢がでているか。
- ・気泡(比較的目立つ)はないか。
- ・ベースジェルの仕上がりに問題はないか。
- ・爪の根元、フリーエッジ部分(先端)にジェルの溜まりはないか。
- ・使用する器具、材料が衛生的に使用できているか。

ネイルテクニカルエキスパート検定試験

■ 試験の科目※審査官により評価式試験/時間は約50分。

評価の種類	内容※実技試験/1回の実技試験の評価審査において等級を決定する方式をとる。(100点満点) ①衛生的な施術の可否②基本的ネイル技術③応用的ネイル技術④実務的ネイル技術	判定ライン
3級	①ネイルサービスを行うに当たり、衛生面に配慮した丁寧で正確な基礎的能力が身につけていること。 ②実務を行う上で正確な工程を理解していること。③消費者に満足を与えるレベルの仕上がりであること。	60点以上70点未満 ※60点未満の場合不合格となります。
2級	①ネイルのプロとして、ネイルサービス実務を行える能力を持っていること。 ②全ての施術技術、衛生面において消費者に満足を与えることができる能力を持っていること。	70点以上80点未満
準1級	①1級と同レベルのネイルサービス提供能力を持っていること。 ②技術において細部の補足が必要であるが、価値の高いネイルサービスを提供できる能力を持っていること。	80点以上90点未満
1級	①決められた時間内に、衛生的に配慮した丁寧でかつ高度な実務技能を発揮できる能力を持っていること。 ②審査基準をほぼ完全に満たして施術ができ、価値の高いネイルサービスを提供できる能力を持つこと。	90点以上

■ 試験内容 実技試験 アクリルスカルプチュア10本 50分

両手10本アクリルスカルプチュア

どの爪から始めるかなど、順番は問わない。衛生的に安全で効率的な方法で形成を行うこと。

両手10本にアクリルスカルプチュアの施術を行う。クリアかナチュラルパウダーいずれかで施術を行うこと。長さはいずれも手の平側から見て指先から5mmの長さとする。なお施術を行う5本の爪の形は全てラウンドで仕上げることとする。適切なサンディングを行いダスト除去をし、爪用消毒剤を塗布し必要があればプライマーを塗布する。ネイルフォームを爪の幅に合わせ装着をし、アクリルスカルプチュア10本を施す。ネイルフォームの加工について、検定試験開始前の事前加工は禁止。適切なファイルを使用し、ファイリングを行い指定の長さ、形になるように施す。パuffer・シャイナーを用いて爪の表面を滑らかに整える。手首から指先までのダストを完全に除去すること。

総合評価基準

- ・表面の凹凸はないか、フォルムは整っているか。
- ・ダスト除去が適切に行えているか。
- ・サイド、エッジ、キューティクルラインが自然で滑らかな仕上がりであるか。
- ・厚さ、フォルムのバランスが整っているか。
- ・キューティクル部分に段差がなく滑らかな立ち上がりであるか。
- ・キューティクルラインや皮膚にファイルがあたっていないか。
- ・表面に傷や曇りがなく滑らかな仕上がりか。
- ・10本全てが手の平側から見て5mmの長さで10本全てがラウンドでバランスよく仕上がっているか。
- ・皮膚付きはないか。
- ・気泡(比較的目立つ)はないか。
- ・使用する器具、材料が衛生的に使用できているか。
- ・左右対称にバランスよくラウンドに仕上がっているか。
- ・フリーエッジの厚みは1ミリ程度以下で均一であるか。
- ・ストレスポイントが適切に覆われているか。
- ・ハイポイントの位置が10本適切な位置で統一されているか。

ネイルテクニカルビジュアルアート検定試験

■ 初級 試験内容 実技試験 合格ライン:100点中80点以上-時間80分

つる草のような優美で上品で繊細な曲線の集合体を描く。曲線の交差の中にドットデザインやラインアートなど様式化した植物(葉っぱ等)をモチーフとしてとりいれても良い。左右対称、左右非対称いづれもバランスよく描くこと。

- ①カラージェルによるカラーリング10本を行うこと。色指定はなし。ただし1色でのカラーリングとする。カラーリングは二度塗りとする。
- ②カラーリングを施した上に1色のカラージェルを使用し、指定されたデザインを4本描き最後にトップジェルを塗布し仕上げること。
※この際の1色のカラージェルについて、同一メーカーで同一色でメーカーがミキシングを許容している場合のみミキシング可。試験前、試験開始後のミキシングいづれも可。
- ③デザインを施す爪の指定はない。全体的にバランスの良い仕上がりであること。

注意

- ドット棒(スタイラス)等の使用可。
- ステンシル等は使用不可。

評価基準

- 【デザインへの関心、意欲】創造活動に熱心に取り組み、主体的に表現の味わい、深みをだせるように取り組むこと。
- 【デザインアート能力】課題に対する表現の能力を身につけ、創意工夫し、デザインアートのバランス、10本の爪のバランスが取れていること。
- 【感性、想像力】創造的な表現の構想を練っていること。
- 【技能】ブラシワークテクニックを駆使し、ラインに強弱をつけること。使用する材料や道具の特性を生かし、表現方法の工夫、製作の順序など総合的に考え、創意工夫し繊細さを表現すること。爪の長さや形にあわせてバランスよく表現すること。
※ベースカラーを2度塗りした際にイエローラインが透けて見える(減点対象)
- ・サロン実務を想定し、爪のどの角度から見ても自然な仕上がりであること。
- ・仕上がり表面の凹凸がなく、自然で滑らかな仕上がりであること。

総合評価基準

- ・表面の凹凸はないか、フォルムは整っているか。
- ・未硬化ジェルが適切に除去されているか。
- ・ダスト除去が適切に行えているか。
- ・サイド、エッジ、キューティクルラインが塗布できているか。
- ・カラーの仕上がりには問題はないか。
- ・厚さ、フォルムのバランスが整っているか。
- ・皮膚付きはないか。
- ・適切な光沢がでているか。
- ・気泡(比較的目立つ)はないか。
- ・ベースジェルの仕上がりには問題はないか。
- ・爪の根元、フリーエッジ部分(先端)にジェルの溜まりはないか。
- ・使用する器具、材料が衛生的に使用できているか。

■ 上級 試験内容 実技試験 合格ライン:100点中80点以上-時間80分

上級:初級で描いた繊細なラインをさらに組み合わせていき独創的なモチーフを形成していく。モチーフの対象は植物であったり空想的絵画であったりと自由。線でうねりやしなやかさを表現したり強弱を表現しながら、濃淡を表現したりラインを細かく調整をしたりする。より精度の高い表現力を養う。

- ①カラージェルによるカラーリング10本を行うこと。色指定はなし。ただし1色でのカラーリングとする。カラーリングは二度塗りとする。
- ②カラーリングを施した上に1色のカラージェルを使用し、指定されたデザインを4本描き最後にトップジェルを塗布し仕上げること。
※この際の1色のカラージェルについて、同一メーカーで同一色でメーカーがミキシングを許容している場合のみミキシング可。試験前、試験開始後のミキシングいづれも可。
- ③デザインを施す爪の指定はない。全体的にバランスの良い仕上がりであること。

注意

- ドット棒(スタイラス)等の使用可。
- ステンシル等は使用不可。

評価基準

- 【デザインへの関心、意欲】創造活動に熱心に取り組み、主体的に表現の味わい、深みをだせるように取り組むこと。
- 【デザインアート能力】課題に対する表現の能力を身につけ、創意工夫し、デザインアートのバランス、10本の爪のバランスが取れていること。
- 【感性、想像力】創造的な表現の構想を練っていること。
- 【技能】ブラシワークテクニックを駆使し、ラインに強弱をつけること。使用する材料や道具の特性を生かし、表現方法の工夫、製作の順序など総合的に考え、創意工夫し繊細さを表現すること。爪の長さや形にあわせてバランスよく表現すること。
※ベースカラーを2度塗りした際にイエローラインが透けて見える(減点対象)
- ・サロン実務を想定し、爪のどの角度から見ても自然な仕上がりであること。
- ・仕上がり表面の凹凸がなく、自然で滑らかな仕上がりであること。

総合評価基準

- ・表面の凹凸はないか、フォルムは整っているか。
- ・未硬化ジェルが適切に除去されているか。
- ・ダスト除去が適切に行えているか。
- ・サイド、エッジ、キューティクルラインが塗布できているか。
- ・カラーの仕上がりには問題はないか。
- ・厚さ、フォルムのバランスが整っているか。
- ・皮膚付きはないか。
- ・適切な光沢がでているか。
- ・気泡(比較的目立つ)はないか。
- ・ベースジェルの仕上がりには問題はないか。
- ・爪の根元、フリーエッジ部分(先端)にジェルの溜まりはないか。
- ・使用する器具、材料が衛生的に使用できているか。

■ はじめに

ネイルへ施術する本来の目的は、「健康な爪の育成をサポートすること」です。健康な爪にすること、更にその健康な爪にアートを施し「楽しみながら健康な爪を保護していく」こと、それを専門的に出来るのが「マニキュアリスト」の役割であると考えています。

- ◎健康な爪を育成するサポートに必要なスキルはどのようなものでしょうか？
- ◎健康な爪を保護するために必要なスキルはどのようなものでしょうか？
- ◎マニキュアリストとネイルサロンのそれぞれの役割はどのようなものでしょうか？

これらのことを習得して初めて「お客様に対して施術が出来る」知識を有していると考えています。ネイルのプロであるマニキュアリストとしてお客様に施術を行なうという意義をご理解いただければと思います。

※本書において一般社団法人ネイル実務認定機構は「NPAA」と略して表記いたします。

1. ネイルサービス業

(1) ネイルサービス業とは何か

平成25年10月改訂、平成26年4月1日施行の日本標準産業分類(総務省)に「ネイルサービス業」が追加されました。ではネイルサービス業の具体的な内容は何かでしょうか。

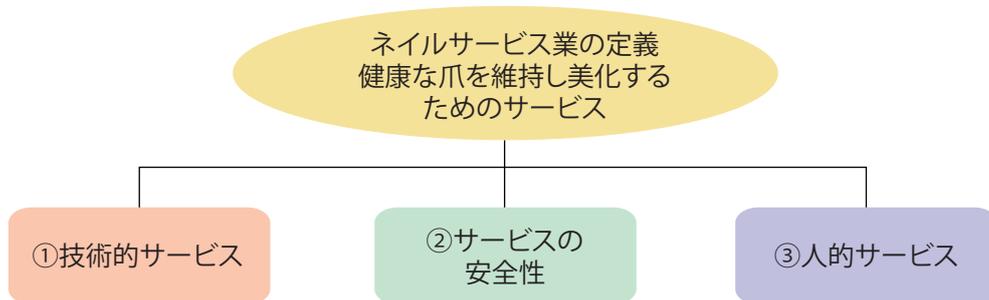
「ネイル化粧品を用いてネイルケア、ネイルアートなどを手および足の爪に施すことによって、清潔で健康な爪を維持し美化するためのサービスを提供する事業所をいう。」

(出典：平成25年7月5日経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室「細分類 ネイルサービス業」の新設について(案))

つまり、ネイルサービス業とは「清潔で健康な爪を維持し美化するためのサービスを提供する」ということです。これは一番大枠の定義であるといえます。もう少し細かく見ていきましょう。

清潔で健康な爪を維持し美化するためのサービスを提供するためには、どうすることが必要なのでしょう。

- ① お客様の身体の一部を施術することを認識し、ネイルに関する知識(施術の可否等)、技術(ケア、アート含め)を提供すること(技術的サービス)
 - ② お客様の安全に配慮した知識、技術、空間の提供、コンプライアンスを重視したサービスの提供(サービスの安全性)
 - ③ お客様の御希望、御要望を引き出す力(カウンセリング)、施術の間お客様に安らぎや安心感等を与える接客を行なうこと(人的サービス)
- とネイルサービス業の内容を定義しています。この内容をネイルサービス業の内容をより具体的に示したものと考えています。



(2) ネイルサービスと責任

ネイルサービス業は「健康な爪を維持し美化するためのサービス」であり、更に技術的サービス・サービスの安全性・人的サービスの3つのサービスに分かれます。ネイルサービス業はこの3つのサービスをお客様に提供する(責任を果たす)ことですが、それでは、お客様に「提供した」(責任を果たした)といえるためには、どうすることが必要でしょうか。ここでは、サービスを行なう上でのネイルサロンの「責任」にスポットを当てます。

※裁判例

美容室における美容契約の内容

「本件美容契約の性質については当事者間に争いがあるが、本件美容契約上の被告の債務として、原告の求めたデザイン、カラーに基づき、カットし、カラーリングすること、その過程で、デザインに見合ったカット手法を採用すること、デザイン、カラー等に疑義が生じれば原告に確認することであることがあることについては、実質上当事者に争いが無い。また、加えて、刃物や染髪料等を用いる美容契約の性質上、併せて、原告の生命、身体を害しない安全配慮義務があると解される。しかし、ここで、デザインについての原告の求めはある程度抽象的であること、頭髮の状態、性質には個人差があり、また同一個人であっても年齢や頭髮のコンディションによっても変化するため、同じカットを施しても、結果が同じとなるとは限らないことを勘案すると、その抽象的に求められたデザインの髪型とするために合理的なカット手法を採用すれば、被告において、本件美容契約上の義務違反や違法行為は問題とならないと解すべきである。」

(東京地裁平成17年11月16日判決)

ネイルサービスの責任を裁判所が判断した例はありませんので、美容室の美容契約の内容を裁判所が判断した事例を紹介しました。

美容院における美容サービス、ネイルサロンにおけるネイルサービスには以下の共通点があります。

- ① デザインについてのお客様の求めはある程度抽象的であること
- ② 頭髮と同様、爪の状態、性質には個人差があり、年齢、コンディションによっても変化するため、同じ施術を施しても同じになるとは限らない。
- ③ 施術において、有機溶剤、ニッパー、プッシャー等お客様の生命、身体を害する恐れのある用品を利用する

このような共通点より、美容室における美容契約の内容は、ネイルサロンにおけるネイルサービスの内容と合致するとは考えておりますので、その考えに沿って進めていきます。

ポイント

ネイルサロンがネイルサービスにおいてお客様に対して負う責任の内容は

- 1) お客様の求めに応じた施術をし、デザインに見合った手法を採用すること(抽象的に求められたデザインをするために合理的な施術手法を採用)
- 2) お客様の生命、身体を害しない安全配慮義務があること
- 3) 疑義(内容が曖昧な点)が生じればお客様に確認をすること

という3つです。これらの責任を全て果たした時に始めて「お客様に対してネイルサービス上の責任を果たした」ということになります。

(3) 施術契約の種類

- ◎ ネイルサロンにおける施術契約は、裁判所の判断から「準委任契約」（民法656条）の一種と解釈され得ると言われています。つまり、「仕事の完成を目的」（請負契約民法632条）とするのではなく「仕事の実施を目的」とする契約となります。その理由として
 - ① 施術における完成形は、お客様のイメージの中にあります。ネイルはそのイメージを施術者の技術と感性（センス）で施術するため、その完成形を特定することが難しい。
 - ② 爪の状態は個人差があり、年齢、コンディション等で施術が変化することがあり、お客様とイメージと施術が一致することが難しいということが挙げられます。
- ◎ 準委任契約においては、「善良な管理者の注意」をもって契約内容の実行を行なうことが求められています。「善良な管理者の注意」とは職業上一般的に要求される注意、つまりネイルのプロとして一般的に要求される注意を払うことが必要だということです。この善良な管理者の注意の具体的な内容が

- 1) お客様の求めに応じた施術をし、デザインに見合った手法を採用すること（抽象的に求められたデザインをするために合理的な施術手法を採用）
- 2) お客様の生命、身体を害しない安全配慮義務があること
- 3) 疑義（内容が曖昧な点）が生じればお客様に確認をすること

であると考えています。

2. ネイルサービス業における責任の具体例

技術的サービス

技術的サービスの内容

お客様の身体の一部を施術することを認識し、ネイルに関する知識（施術の可否等）、技術（ケア、アート含め）を提供することです。

◎デザインに見合った手法を採用すること（合理的な施術手法）

合理的な施術方法とは

ネイル業界においては、「使用する用品」によって施術方法が異なる場合が多く見受けられます。統一した施術方法がない以上、もっとも合理的な施術方法といえるのは「ネイル用品のメーカーが打ち出した施術方法」であると思われます。各メーカーは、自社のネイル用品の性質を考慮した使用方法を提唱しています。使用を考えるネイル用品のメーカーが打ち出した施術方法を確実に習得することが重要であると考えています。



その意味でも施術方法の確立されていないいわゆる「ノーブランド用品」の使用には十分注意が必要と言えます。単価が安いからという理由で安易に「使用方法が確立されていない」ネイル用品を使用することは、合理的な施術方法であったか、お客様の安全に配慮する義務を果たしたかという点において考慮されることだと思われます。

※ 商材の知識を持つ。

ネイルの商材を「知る」ということは、正しい施術、お客様への幅広い提案につながります。また、お客様の安全に配慮するためには、お客様の地爪に直接塗布する用品（ジェル等）に関しての知識は持っておくべきです。

商材の知識を持っておく

- ◎ 正しい施術が可能となります。⇒合理的な施術へとつながります。
- ◎ お客様の不安を取り除くことが出来ます。直接地爪に塗布する用品は特に知識として知ることが大事です。（例：用品・製品の特長、成分、薬事法等）
- ◎ 商材の知識を深く持つことで、施術の幅が増え、お客様への提案のバリエーションも広がります。
- ◎ ネイルスクール等ネイル教育機関において正しい用品の知識を教えることが出来ます。

ネイルサービス業にプロとして携わるマニキュアリストは、使用する用品類の知識も習得しておくことを推奨致します。

サービスの安全性

サービスの安全性の内容

お客様の安全に配慮した知識、技術、空間の提供、コンプライアンスを重視したサービスを提供することです。

◎お客様の生命、身体を害しない安全配慮義務

ネイルサロンにおける安全配慮義務 衛生管理の重要性

ネイルサービスにおいてお客様の安全配慮を行なう際、もっとも重要であるのが「衛生管理」です。2010年9月に公表された厚生労働省「ネイルサロンにおける衛生管理に関する指針」（以下「指針」という）は、ネイルサロンに何らかの問題が発生した場合、保健所等が指導にあたる際の基準となるべき内容が記載されています。逆にこの内容を把握し、実践することで、問題を回避することが出来るということになります。ここでは、お客様の生命、身体を害しないために必要な指針の内容を習得します。

衛生管理習得の目的

お客様、従業員の爪の健康・体の健康を守る知識の習得

⇒ 感染症等爪の病気に関する知識、作業場の環境

皮膚、爪の構造は、「健康な爪」を知る第一歩です。爪とは何か、ネイルをすることによってどこがどのようにダメージを受けるのか、そのダメージはどのように回復するのか等、「爪」のプロとしての知識が必要です。その知識を前提として、ネイルサービスを行なうことができない爪の状態とはどのようなものなのか、病気を診断することは出来ませんが、爪の病気を未然に防ぐ知識が必要となります。

お客様、従業員の爪の健康・体の健康を守る手段の実践

⇒ 使用する道具類の消毒

ネイルサービスに使用する道具類は、お客様に共通に使用するものも多く、いわば感染症の媒介になり得るものです。そのため、正しい使用方法と消毒を行ない、感染等を防ぐことが必要です。道具によって異なる「消毒の正しい手段」を習得し実践することが必要となります。

お客様、従業員の爪の健康・体の健康を守る体制の構築

⇒ カルテの作成、説明義務等、従業員管理等

ネイルサービスはマニキュアリストだけで行なうものではなく、お客様にも知っていただく知識や情報があります。またお客様の情報等を把握することで、感染症や健康を害する要因を未然に防ぐことが出来ることもあります。どのようにしてお客様へお知らせするのか、どのようにしてお客様の情報を得るのか、お客様に直接触れる従業員の管理（体調管理等）をどのようにするのか、その体制を構築することが必要となります。

衛生管理責任者とは

指針に記載されている衛生管理責任者の役割は以下の通りです。

- ◎ 施術が衛生的に行われるように、常に従業者の衛生教育に努めること。
- ◎ 衛生に関する知識を有し、ネイルサロンにおける十分な経験を有することが望ましい。
- ◎ 常に従業者の健康管理に注意し、感染性の皮膚疾患にかかったときは、当該従業者を作業に従事させてはならない。
- ◎ 従業者が感染症にかかっていないかどうか等、健康状態を毎日確認すること。
- ◎ ネイルサロン、設備、器具等の衛生全般について、毎日点検管理すること。
- ◎ ネイルサロン及び取扱い等に係る具体的な衛生管理要領を作成し、従業者に周知徹底すること。
- ◎ 開設者の指示に従い責任をもって衛生管理に努めること。

第1 目的

この指針は、ネイルサロンにおける設備、器具等の衛生的管理及び消毒並びに従業者の健康管理等の措置により、ネイルサロンに関する衛生の確保及び向上を図ることを目的とする。

第2 定義

この指針において、「ネイルサロン」とは、爪の手入れ、爪の造形、爪の修理、補強、爪の装飾など爪に係る施術を行う施設をいう。

第3 施設及び設備

- 1 施設は、隔壁等により外部と完全に区分されていること。ただし、隔壁等により区分することのできない施設の場合は、仕切り（カーテン等）等により区分すること。
- 2 施設が設置されている建物は、ねずみ及び昆虫の侵入を防止できる構造であること。
- 3 施設には、施術を行う作業場を設けること。
- 4 客の待合所を設けることが望ましいこと。設けることができない場合には、待合所に替わる場所を設けるなど、施術中の客と施術前後の客が混在しないようにすること。
- 5 従業者の数に応じた適当な広さの更衣等を行う休憩室を設けることが望ましいこと。
- 6 作業場は、待合所、居住室、休憩室等作業に直接関係ない場所から区分されていること。隔壁等により、完全に区分されていることが望ましいが、仕切り等により明確に区分されていること。
- 7 作業場は、作業及び衛生保持に支障を来さない程度の十分な広さを有すること。
- 8 作業場に適当な広さの器具等を消毒する場所を設けること。ただし、作業場内に設置できない場合には、共用設備を用いるなど利用しやすい場所を決めておくこと。
- 9 作業場の床及び腰張り、清掃が容易に行える構造であること。
- 10 作業場内に従業者用の手洗い設備を設けること。ただし、作業場内に設置できない場合には、共用設備を用いるなど利用しやすい場所を決めておくこと。
- 11 便所は、隔壁によって作業場と区分され、専用の手洗い設備を有すること。
- 12 作業場内の採光、照明、換気が十分行える構造設備であること。
 - (1) 換気には、機械的換気設備を設けることが望ましいが、自然換気の場合は、換気有効な開口部を他の排気の影響を受けない位置に設置すること。
 - (2) 換気設備等については、労働安全衛生法の規定も確認すること。
 - (3) 石油、ガスを使用した燃焼による暖房器具又は給湯設備は、密閉型又は半密閉型のものであることが望ましいこと。
- 13 洗場は、流水装置とすること。なお、給湯設備を設けることが望ましい。ただし、作業場内に設置できない場合には、共用設備を用いるなど利用しやすい場所を決めておくこと。
- 14 作業に伴って出る汚物、廃棄物を入れるふた付きの汚物箱等を備えること。
- 15 消毒済みの皮膚に接する器具類を保管するための収納ケース等を備えること。
- 16 器具類、布片類及びタオル等を消毒する設備又は器材を備えることが望ましい。
- 17 器具類及び布片類は、十分な量を備えること。

第4 管理

1 施設、設備及び器具の管理

- (1) 施設は、必要に応じ補修を行い、1日1回以上清掃し、衛生上支障のないようにすること。
- (2) 排水溝は、廃棄物の流入を防いで排水がよく行われるようにし、必要により補修を行い、1日1回以上清掃を行うこと。
- (3) 作業場内には、不必要な物品等を置かないこと。
- (4) 作業場内の壁、天井、床は、常に清潔に保つこと。
- (5) 施設内には、みだりに犬(身体障害者補助犬を除く。)、猫等の動物を入れないこと。
- (6) 作業場内をねずみ及び昆虫が生息しない状態に保つこと。
- (7) 器具類、布片類、その他の用具類の保管場所は、定期的な清掃を行い、常に清潔に保つこと。
- (8) 照明器具、換気装置は、定期的な点検・清掃を行うこと。
- (9) 手洗い設備には、手洗いに必要な石けん、消毒液等を備え、清潔に保持し、常に使用できる状態にしておくこと。
- (10) 器具等の洗場は、常に清潔に保持し、汚物が蓄積し、又は、悪臭等により客に不快感を与えることのないようにすること。
- (11) 器材・器具類は、常に点検し、故障、破損等がある場合は、速やかに補修し、常に適正に使用できるように整備しておくこと。
- (12) 紫外線消毒器は適宜紫外線灯の清掃及び交換を行い、常に85µW/cm²以上の紫外線照射が得られるように管理すること。
- (13) 洗浄及び消毒済みの器具類は、使用済みのものと区別して、収納ケース等に保管すること。
- (14) 清掃用具は、専用の場所に保管すること。
- (15) 便所は、常に清潔に保持し、定期的な殺虫及び消毒すること。
- (16) 使用する薬品類は、所定の場所に保管し、その取扱いに十分注意すること。

※薬品類の保管については、消防法の規定も確認すること。

2 従業者の管理

- (1) 開設者はネイルサロンごとに衛生管理責任者を定め、施術が衛生的に行われるように、常に従業者の衛生教育に努めること。なお、衛生管理責任者は、衛生に関する知識を有し、ネイルサロンにおける十分な経験を有することが望ましい。
- (2) 開設者及び衛生管理責任者は、常に従業者の健康管理に注意し、感染性の皮膚疾患にかかったときは、当該従業者を作業に従事させてはならない。
- (3) 開設者は、従業者又はその同居者が結核等呼吸器疾患その他感染症の患者又はその疑いのある場合は、従業者本人が感染していないことが判明するまでは、作業に従事させてはならない。

第5 衛生的取扱い等

- 1 衛生管理責任者は、従業者が感染症にかかっていないかどうか等、健康状態を毎日確認すること。
- 2 衛生管理責任者は、ネイルサロン、設備、器具等の衛生全般について、毎日点検管理すること。
- 3 作業場には、作業中の客以外の者をみだりに出入りさせないこと。
- 4 作業場内の採光、照明及び換気を十分にすること。開放型の燃焼器具を使用する場合は、十分な換気量を確保するとともに、正常な燃焼を妨げないように留意すること。
- 5 作業中の作業場内は、適温、適湿度に保持すること。
- 6 作業中、従業者は、清潔な外衣(汚れが目立ちやすいもの)を着用すること。
- 7 従業者は、客1人ごとの作業前及び作業後には手指の洗浄を行い、必要に応じて消毒を行うこと。
- 8 従業者は、常に身体を清潔に保ち、客に不潔感、不快感を与えることのないようにすること。
- 9 従業者は、作業場においては所定の場所以外で着替え、喫煙及び食事をしないこと。
- 10 皮膚に接する器具類は、客1人ごとに消毒した清潔なものを使用すること。
 - 11 皮膚に接する器具類は、使用後に洗浄し、消毒すること。
 - 12 皮膚に接する布片類は、清潔なものを使用し、客1人ごとに取り替えること。
 - 13 使用後の布片類は、血液が付着しているときには、次亜塩素酸ナトリウム溶液で消毒すること。その他は、洗剤等を使用して湯湯で洗浄することが望ましいこと。
 - 14 蒸しタオルは、消毒済みのものを使用すること。
 - 15 客用の被布は、使用目的に応じて区別し、清潔なものを使用すること。
 - 16 従業者専用の手洗い設備には、消毒液を常備し、清潔に保つこと。
 - 17 器具類を消毒する消毒液は、適正な濃度のものを調製し、清潔に保ち、適切に管理すること。
 - 18 調製した消毒液は、消毒しやすい適正な場所に置くこと。
 - 19 外傷に対する救急処置に必要な医薬品、医薬部外品及び衛生材料を常備し、用いる時には、適正に使用すること。
 - 20 便所の手洗い設備は、流水式とし、適当な手洗い用石けんを備えること。
 - 21 作業に伴って生ずる廃棄物は、客1人ごとに処理すること。
 - 22 作業に伴って生ずる廃棄物は、ふた付きの専用容器に入れ、適正に処理すること。
 - 23 皮膚に接しない器具であっても客1人ごとに汚染するものは、客1人ごとに取り替え又は洗浄し、常に清潔にすること。
 - 24 感染症もしくはその疑いのある者又は皮膚疾患のある者を扱ったときは、施術終了後、従業者の手指や使用した器具等の消毒を厳重に行うこと。
 - 25 施術に電気器具を使用するときは、使用前に十分にその安全性について点検し、使用中も注意を怠らないこと。
 - 26 施術に使用する薬剤等については、その成分等内容を十分に把握し、適正に使用すること。なお、爪化粧品類(ネイルエナメル、除光液等)、化粧水、クリーム、乳液、ハンドクリーム、化粧用油、石けん、ハンドソープ等の使用に当たっては、医薬部外品、化粧品として、薬事法による承認、届出をされたものを使用すること。

第6 消毒

- 1 使用後の器具類は、血液の付着しているもの(その疑いのあるものを含む)と付着している疑いのないものに区別し、消毒すること。
- 2 廃棄する器具類で、血液の付着しているものは、消毒してから、廃棄すること。
- 3 再利用する器具類の消毒の手順
 - (1) 消毒する前に家庭用洗剤をつけたスポンジ等を用いて、器具の表面をこすり、十分な流水(10秒間以上、1リットル以上)で洗浄する。
 - (注) 1 器具は、使用直後に流水で洗浄することが望ましい。この際流水が飛散しないように注意することが必要である。
 - 2 消毒液に浸す前に水気を取ること。
 - (2) 消毒は次のア〜クのいずれかの方法により行う。ただし、血液の付着している器具類は、ア 煮沸消毒器による消毒、イのうち、消毒用エタノール中に10分間以上浸す方法、又は、ウのうち、0.1%次亜塩素酸ナトリウム液(有効塩素濃度 1000ppm)中に10分間以上浸す方法のいずれかによること。

ア 煮沸消毒器による消毒

- 沸騰してから2分間以上煮沸すること。
- (注) 1 陶磁器、金属及び繊維製の器具の消毒に適するが、合成樹脂製のものの一部には加熱により変形するものがある。
 - 2 水量を適量に維持する必要がある。

イ エタノールによる消毒

- 消毒用エタノール(76.9v/v%〜81.4v/v%エタノール液)中に10分間以上浸す、若しくは、消毒用エタノールを含ませた綿若しくはガーゼで器具表面をふくこと。
- (注) 消毒液は、蒸発、汚れの程度等により、7日以内に取り替えること。

ウ 次亜塩素酸ナトリウムによる消毒

- 0.01%〜0.1%次亜塩素酸ナトリウム液(有効塩素濃度 100〜1000ppm)中に10分間以上浸すこと。
- (注) 1 金属器具及び動物性繊維製品は、腐食するので使用する場合は、必要以上に長時間浸さないなど取扱いに注意すること。
 - 2 消毒液は使用するたびに替えること。
 - 3 消毒液を取り扱う際にはゴム手袋を着用する等、直接皮膚に触れないようにすること。

エ 紫外線照射による消毒

- 紫外線消毒器内の紫外線灯で、85 μ W/cm²以上の紫外線を連続して20分間以上照射すること。
- (注) 1 器具の汚れ具合、収納状況等により効果が期待できないことがあるため、器具の汚れを十分に除去した後、直接紫外線が照射されるような状態に収納した後、照射する。
 - 2 構造が複雑で、直接紫外線の照射を受けにくい形状の器具類の消毒には適さない。
 - 3 定期的に紫外線灯及び反射板を清掃することが必要である。
 - 4 2000〜3000時間の照射で出力が低下するので、紫外線灯の取替えが必要である。

オ 蒸し器等による蒸気消毒

- 器内が80℃を超えてから10分間以上湿熱に触れさせること(温度計により器内の最上部の温度を確認すること。)
- (注) 1 ガラス、陶磁器、金属及び繊維製の器具等の消毒に適するが、合成樹脂製のものの一部には加熱により変形するものがある。
 - 2 タオル等布片類を器内に積み重ねて消毒する場合、最上部のタオル等が湿熱に充分触れないことがある。
 - 3 器内底の水量を適量に維持する必要がある。

カ 逆性石ケン液による消毒

- 0.1%〜0.2%逆性石ケン(塩化ベンザルコニウム又は塩化ベンゼトニウム)中に10分間以上浸すこと。
- (注) 1 石ケン、洗剤を用いて洗浄したものを消毒するときは、十分水洗いしてから使用すること。
 - 2 消毒液は、毎日取り替えること。

キ グルコン酸クロルヘキシジンによる消毒0.05%グルコン酸クロルヘキシジン液中に10分間以上浸すこと。

- (注) 消毒液は毎日取り替えること。

ク 両性界面活性剤による消毒

- 0.1%〜0.2%両性界面活性剤液(塩化アルキルポリアミノエチルグリシン又は塩化アルキルジアミノエチルグリシン)中に10分間以上浸すこと。
- (注) 消毒液は毎日取り替えること。
 - (3) 消毒後流水で洗浄し、よく拭く。

洗浄に使用したスポンジ等は使用後、流水で十分洗浄し、汚れのひどい場合は、エタノール又は次亜塩素酸ナトリウムで消毒すること。

- 4 消毒に必要なその他の器材
ア 液量計 100mL用及び1000mL用
イ 消毒容器 消毒用バット(ふた付きのものが望ましい。)、洗面器、その他消毒に必要な容器
- 5 タオル、布片類の消毒

- (1) 加熱による場合は、使用したタオル及び布片類を洗剤で洗浄した後、蒸し器等の蒸気消毒器に入れ、器内が80℃以上を超えてから10分間以上保持させること。この場合、器内の最上部のタオル等の中心温度が80℃を超えていないことがあるので、蒸気が均等に浸透するように十分注意すること。
- (2) 消毒液による場合は、使用したタオル、布片類を次亜塩素酸ナトリウム液に浸し、消毒すること。
消毒終了後は、洗濯し、必要に応じて乾燥して保管するか又は蒸し器に入れること。

6 手指の消毒

- (1) 客1人ごとに施術を行う前に手指の消毒を行うこと。消毒方法は次の方法によること。
 - ア 血液、体液等に触れ、目に見える汚れがある場合、あるいは、速乾性擦式消毒薬が使用できない場合は、流水と石けんを用いて少なくとも手指を15秒間洗浄すること。
 - イ 上記以外の場合は、速乾性擦式消毒薬を乾燥するまで擦り込んで消毒すること。
- (2) 施術を行う前に、客の手指の消毒を行うこと。消毒方法は、施術者の手指の消毒と同様に行うこと。

7 その他の消毒

- (1) 間接的に皮膚に接する器具類についても、その材質に応じ、前記に掲げた消毒方法のいずれかの方法により消毒すること。
- (2) ネイルサロン、汚物入れ等の設備については、適宜、消毒することが望ましいこと。

第7 自主的管理体制

- 1 開設者又は衛生管理責任者は、ネイルサロン及び取扱い等に係る具体的な衛生管理要領を作成し、従業者に周知徹底すること。
- 2 衛生管理責任者は、開設者の指示に従い責任をもって衛生管理に努めること。
- 3 従業者は施術を行うに当たり、事前に感染症及び皮膚疾患等の治療中か、アレルギー体質か、薬を服用しているか、敏感肌であるか、その他施術を受ける障害のないことを、客に確認すること。なお、確認は、問診票等を用いて確実に行うこと。
- 4 従業者は、施術後のケアについて十分な説明をすること。
- 5 従業者は、施術に伴う健康被害発生リスク等について、施術前に客に十分な説明を行うこと。説明、承諾は書面で行うことが望ましい。

人的サービス

サービスの内容

お客様の御希望、御要望を引き出す力(カウンセリング)、施術の間お客様に安らぎや安心感等を与える接客を行なうことです。

◎**疑義(内容が曖昧な点)が生じればお客様に確認すること**

ネイルサービスにおける疑義

ネイルは、お客様の抽象的なご要望を形にするサービスです。特にお客様からは口頭でご要望を聞きますので、マニキュアリストはお客様の話しやすい対応、環境を作り出すことが大切です。ネイルサービスの目的はマニキュアリストがお客様に対して納得いく施術を行なうことではなく、お客様に納得していただける施術を行なうことです。疑義が生じるのはある程度仕方ありません。しかし、お客様との関係を円滑にしてお客様の抱く疑義をお客様の望むように解決することが重要なのです。

お客様の疑義に対応するには

ネイルはマニキュアリストとお客様とがコミュニケーションをとりながら進めていく必要があります。コミュニケーションとは「二人以上の人間同士が、意思や感情、情報などを相手に正しく伝え、相手から誤りなく受取り、共有すること」をいいます。この共有するプロセスがコミュニケーションです。またお客様とのコミュニケーションだけではなく、ネイルサロンにおけるマニキュアリスト同士のコミュニケーションも必要となります。さらに、お客様と一対一で施術を行なうマニキュアリストとしては、接遇、ホスピタリティが必要となります。NPAAでは、ネイルの施術を行なうことに加え、お客様に対する接遇、ホスピタリティもサービスの内容となると考えています。

疑義が生じる要因とその解消

疑義が生じる主な要因は以下の通りです。

- ① お客様の御要望を聞き、それを形にしていってカウンセリングが不足している。
 - ② 施術の進行に従い、お客様に都度確認をしていなかった。
 - ③ 接客においてお客様に満足感を与えられなかった。
 - ④ ネイルサロン内でのマニキュアリスト同士の引継ぎ等に不備があった。
- さて、これらの要因を少しでも解消するためにはどのようなことが必要でしょうか。

(1) カウンセリングにおいて

コミュニケーション技法を用います。

傾聴

傾聴とは「耳を傾けてきく」つまり意識して耳を傾けることです。その根本は「他者を理解しようとすること」です。また、相手から答えを引き出すための問いかけや、選択肢を示すといったことも広い意味で「傾聴」になります。傾聴をすることは以下のメリットがあります。

- ① お客様の考えや気持ち、意図を理解し、推測することができる。
- ② お客様に集中してじっくりと話を聴く姿勢を示すことで、お客様を大事に思っていることを示すことができる。
- ③ お客様との関係を安定させることができる。

傾聴を行なうには、以下のことが重要となります。

- ① お客様の御要望を全面的に受け入れるところからスタートすること。
→否定的な言葉は、お客様が要望を言うことをためらいます。
- ② 笑顔を生かした穏やかな表情で行なう。
→お客様はリラックスして話をすることが出来ます。

うなずき・あいづちと繰り返し

お客様とのコミュニケーションはマニキュアリストの反応でその進み具合は変わります。いくら傾聴を行なっても何も反応をしないと話にくくなります。話に対する反応の基本的なものにうなずき、あいづちと繰り返しがあります。

うなずき・あいづちの重要性

- ① 真剣に聴いているということを態度で示すことができる。
- ② お客様が、マニキュアリストの反応をみて、話をつかんでいるのかどうか確認することができ、話を修正することができる。
- ③ お客様の安心感を得ることができる。

単に「うんうん」と同じようなあいづちばかりを繰り返すと逆効果になりかねませんので、確認の意味でお客様のご要望の要点を短くはっきりと繰り返すことでさらに効果的になります。

確認と質問

マニキュアリストは、自分がお客様の御要望を正確に理解しているかどうか確認することが大事です。

たとえば「それは～ということですね」という具合です。ここでは自分の価値観で確認するのではなく、お客様の御要望を受容的に(全面的に受け入れて)きいた結果を確認することが重要です。また、マニキュアリストがお客様のご要望を理解できていないと判断した場合は、お客様に質問を行ないます。施術中にお客様に進行具合によってお客様のご要望どおりに進んでいるか確認をする際にも使用します。

- ① 情報を多く入手したい時(全然理解できていないと感じた場合)
→開いた質問 「はい」「いいえ」では答えられない質問
- ② 情報や事実(お客様のご要望)を確認したい場合や施術中にお客様に確認を求める場合
→閉じた質問 「はい」「いいえ」で答えられる質問

(2) 情報共有

同じネイルサロンで働くマニキュアリストは全員「チームの一員」です。全員お客様によりよいネイルサービスを提供することを目的として集まっています。このチームにおいて情報を共有することでお客様の疑義が避けられる場合があります。

一例☆お客様の施術内容等の情報を共有する

カルテ等でお客様の施術内容等を共有することはネイルサロンの基本と言えます。お客様に何度も同じ質問をするより、お客様の情報をカルテに記載し、お客様の情報を把握して接客する方がお客様にとっても、ネイルサロン側にとっても有効です。また、後日何らかの不具合で来店された際、カルテで施術確認をすることができ、誰が、どのように施術を行ったかを把握することができます。そこでお客様の疑義への対応が可能となります。

(3) 接遇

お客様との信頼関係を構築し、お客様が御要望を発言しやすい環境を作ること

接遇とはお客様への対応と接待のことです。単なる対応だけでなく、環境を整え、礼儀正しい態度でお客様と接し、お客様の目的が果たせるように心配りし、相互の心が開かれるような状況を作ることです。

つまり、お客様との信頼を構築し、お客様が御要望を発言しやすい環境を作ることです。

接遇にあたる際には

- ① 自然な明るい表情を心掛ける。
- ② 誠心誠意の対応をする。
- ③ お客様の身になって接し、細やかな心配り、やわらかく穏やかな対応をする。
- ④ 丁寧にテキパキとした行動をする。
- ⑤ 正確に対応する。
- ⑥ 公平さを心掛ける。

会話(言葉の使い方)

聞き手(お客様)がわかりやすい話し方を心掛けることが大事です。お客様にご理解いただけるように分かりやすく伝えるようにしましょう。

お客様へ話しをする際には

- ① 聞き手(お客様)の立場にたって話しかたを考える。
- ② なるべく分かりやすい言葉を選択(専門用語等は避ける)。
- ③ 相手が話しを聞く状況になってから話始める。
- ④ 適切な言葉遣いをする。
- ⑤ 語尾をきちんと話す(語尾を伸ばしたり、上げたりしない)。
- ⑥ 話すスピード、声のトーン、表情に注意する。

ホスピタリティ

お客様一人一人の立場に立って気配りや配慮をし、心からのおもてなしをすることをホスピタリティといいます。このような深い心地よさは、信頼感や安心感につながります。

例 ☆長い施術時間にお客様がお疲れの様子ならば、休憩をとったり、声がけしたり気配りをする。

☆これまでの施術内容(カルテを確認)、好み等を予め調査し、普段使用しないネイルパーツ等を準備しておく

☆ゆっくりと雑誌を見ながら施術を受けるお客様には、あまり話しかけず、雑誌等を準備しておく。

ネイルサービスの相手はお客様です。マニキュアリストの自己満足ではなく、お客様にいかにも喜んでいただくことを考えなければなりません。そこには施術だけではなく接遇、ホスピタリティ等総合的なサービスが必要となります。お客様と信頼関係を保つサービスを提供し、お客様のご要望に少しでも近づけるよう「お客様が話しやすい環境」を作っていきます。

(参考) ネイルサロンと衛生管理(指針発表の経緯)

衛生管理指針公表の経緯

厚生労働省はネイルサロンに向けて「衛生管理指針」を発表しました。これは、国民生活センターから「つけ爪に関する被害」が報告されたことから厚生労働省が作成を始めたものです。

平成20年10月16日 国民生活センターの「つけ爪による危害」報告

平成22年2月2日 第1回生活衛生関係営業等衛生問題検討会(3回開催)

平成22年6月25日 行政手続法に基づくパブリックコメント

平成22年9月15日 「ネイルサロンにおける衛生管理に関する指針について」 を公表

衛生管理指針の位置づけ

衛生管理指針は厚生労働省健康局長から、各都道府県知事、政令市市長、特別区区长、つまり、保健所を設置できる自治体の長に通知されています。また、当指針は、地方自治法第245条の4第1項に規定する技術的助言にあたります。この「技術的」とは主観的判断や意思を伴わないという意味です。ネイルサロンで健康被害が発生し、保健所等に相談が寄せられた場合は、この指針及び地域の実情に応じて指導又は助言が行われることになります。

また、生活衛生関係営業等衛生問題検討会の資料として公表されている中に、「ガイドラインの位置付け」があります。それによると

- ① ネイルサロンの衛生管理を行う上で自覚となるものを厚生労働省において示したもの
- ② ネイルサロン経営者が、衛生管理を自主的に行っていたことを想定とされています。

最後に

ネイルサービス業に従事する者は、ネイルサービスの本質を理解することが重要です。本書はネイルサービスの性質、ネイルサービスにおける施術者側の責任、その責任を果たすにはという観点から作成いたしました。ネイルサービスの全てを網羅している訳ではありません。ネイルサービスはお客様からお金を頂戴し、ネイルの施術を行ないます。そこには施術を行なう責任の範囲が必ず存在します。最低限責任を全うするためには、本書の内容をご理解いただくことが大切であると考えています。ネイルサービス業はこれから益々発展していきと思いますが、ネイルサービス業に携わる一人一人がプロとしての自覚と更なるスキルアップを目指し精進していくことが、よい方向での発展につながっていくことと思います。

「1. ネイルサービス業」の章については、佐藤健宗法律事務所(兵庫県明石市)の佐藤健宗弁護士に監修いただきました。

参考(引用)文献

コミュニケーション検定初級公式ガイドブック&問題集(株)サーティファイ
美容師のための接客・接遇マナー(株)ワイネット

